令和８年（フ）第２００９号
横浜市磯子区滝頭１丁目４番５号　ユナイト詩田アーク・アンヘルー202号
債務者　阿部桃愛華
1　決定年月日時　令和８年８月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月20日まで　横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２０２０号
横浜市鶴見区元宮１丁目９番２号　ウィンベルソロ鶴見第５　304
債務者　佐藤　鈴花
1　決定年月日時　令和８年８月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月20日まで　横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２０４７号
横浜市鶴見区鶴見中央２丁目21番18号　ぱれっとハウスかのん201
債務者　安心院千穂
1　決定年月日時　令和８年８月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月20日まで　横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第３４号
京都府福知山市字堀2208番地の１　サクラコーポ101号
債務者　橋本　来樹
1　決定年月日時　令和８年８月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月20日まで　京都地方裁判所福知山支部破産係

令和８年（フ）第３６号
京都府福知山市前田新町91番地の１　ＧＲ－ＩＶ前田新町101号
債務者　松岡　彩乃
1　決定年月日時　令和８年８月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月20日まで　京都地方裁判所福知山支部破産係

令和８年（フ）第１５６号
北海道帯広市西16条南６丁目35番７号　コーポＳ166Ａ
債務者　西嶋　利恵
1　決定年月日時　令和８年８月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月21日まで　釧路地方裁判所帯広支部破産係

令和８年（フ）第３７９号
愛知県岡崎市北本郷町字河原73番地１、住民票上の住所愛知県豊橋市小池町71番地　旭荘７号
債務者　中島　晴香
1　決定年月日時　令和８年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月21日まで　名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和８年（フ）第３８０号
愛知県岡崎市美合町字上長根15番地　メゾーネ緑丘　203
債務者　菊池　麻奈（旧姓畠山、山本）
1　決定年月日時　令和８年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月21日まで　名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和８年（フ）第４７７号
愛知県安城市今本町１丁目３番29号　ドミール・アン201、旧住所愛知県安城市浜屋町浜道２－１　プレジールリモージュ　102
債務者　荻原　辰徳
1　決定年月日時　令和８年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月21日まで　名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和８年（フ）第１００４号
東京都府中市若松町２丁目２番地の３メゾンドソフィア306
債務者　藤瀬健太郎
1　決定年月日時　令和８年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月22日まで　東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１３３２号
東京都八王子市中野上町４丁目24番６号
債務者　藤原　理一
1　決定年月日時　令和８年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月22日まで　東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第５７号
香川県坂出市谷町一丁目８番35号ハイツヒルバレー102号、前住所香川県坂出市昭和町一丁目３番１号ビッグロッキー寮203号
債務者　大原　道夫
1　決定年月日時　令和８年８月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月22日まで　高松地方裁判所丸亀支部

令和８年（フ）第９１号
香川県丸亀市飯山町東小川705番地25、前住所香川県丸亀市飯山町上法軍寺380番地１リジエール　タンドルＡ棟201号
債務者　富家　加奈（旧姓西尾）
1　決定年月日時　令和８年８月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月22日まで　高松地方裁判所丸亀支部

令和８年（フ）第９７号
香川県仲多度郡琴平町榎井572番地１養護老人ホーム琴平老人の家、前住所香川県仲多度郡琴平町下櫛梨72番地１ハートフルスペース愛101号室
債務者　谷口　則子
1　決定年月日時　令和８年８月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月22日まで　高松地方裁判所丸亀支部

令和８年（フ）第２５７号
茨城県水戸市有賀町1596番地
債務者　園部　右京
1　決定年月日時　令和８年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月23日まで　水戸地方裁判所

令和８年（フ）第２６３号
茨城県那珂郡東海村大字石神外宿2509番地　県営石神アパート７－３－４
債務者　島途　久崇
1　決定年月日時　令和８年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月23日まで　水戸地方裁判所